

光市立地適正化計画

届出の手引き

1 はじめに

2 光市立地適正化計画の概要

3 届出制度の概要

4 住宅に係る届出

5 誘導施設に係る届出

6 届出書の様式等

7 その他

平成31年3月策定

令和7年3月改定

山 口 県 光 市

1 はじめに

■ 手引きについて

光市では、今後さらなる人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中、たとえ人口が減少したとしても生活利便性が高く、持続的に成長する「多核連携によるコンパクトな都市」を実現していくために、光市立地適正化計画（以下「本計画」という。）を策定・公表しました。

本計画の公表に伴い、特定のエリアで一定の行為を行おうとする方は、都市再生特別措置法の規定に基づき、事前の届出が必要になりました。

この手引きは、本計画に係る事前届出制度について、ご案内するものです。

2 光市立地適正化計画の概要

■ 光市立地適正化計画に定める主な事項

● 計画区域

市域のうち都市計画区域全域（市域から牛島、尾島を除いた区域）

● 将来都市像

人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市

● 将来都市構造構築に関する基本的な方向性

多核連携による 選ばれ、住み続けられるコンパクトな都市づくり

● 居住促進区域：都市の居住者の居住を促進すべき区域

「光駅周辺～島田市」、「市役所周辺」、「岩田駅周辺」、「室積 CC 周辺」及び「島田駅周辺」に居住促進区域を設定

区域は 2 ページに示すとおりです。

※「光駅周辺～島田市」及び「市役所周辺」は、特に居住を促進するため、居住促進重点区域とした

● 都市機能誘導区域：都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域

「光駅周辺～島田市」及び「市役所周辺」に都市機能誘導区域を設定

区域は 4 ページに示すとおりです。

● 誘導施設：都市機能誘導区域にその立地を誘導すべき都市機能増進施設

◆ 「光駅周辺～島田市」における誘導施設

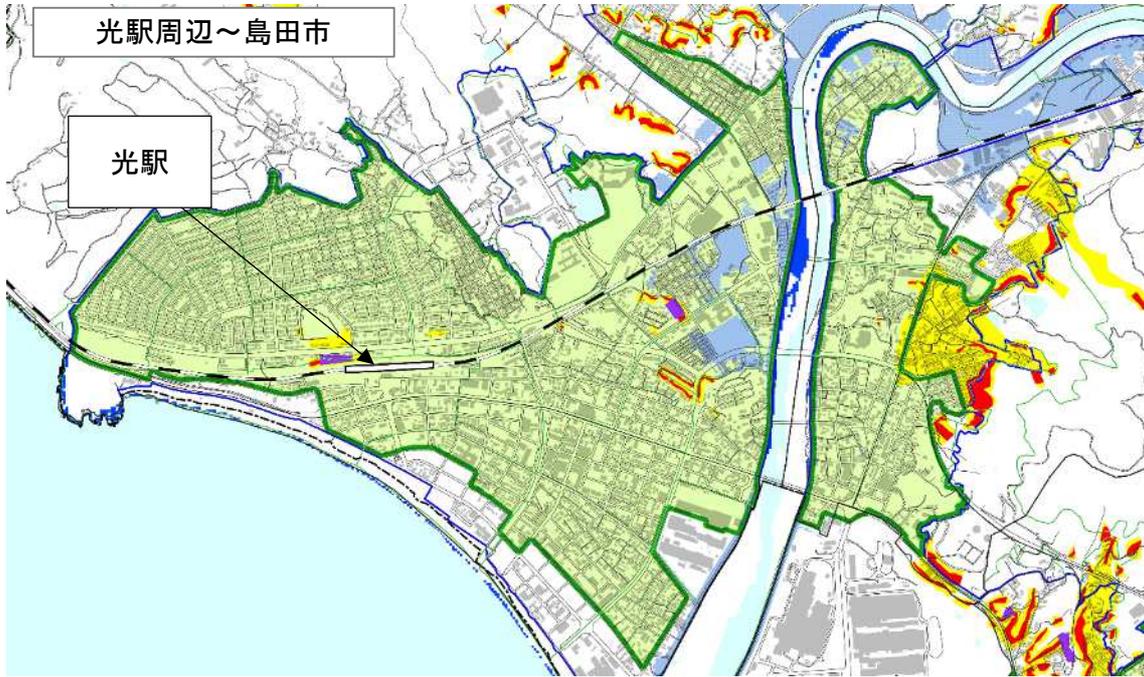
病院、大規模小売店舗、専修学校、各種学校、交流施設、観光案内施設

◆ 「市役所周辺」における誘導施設

大規模小売店舗、高等学校、交流施設

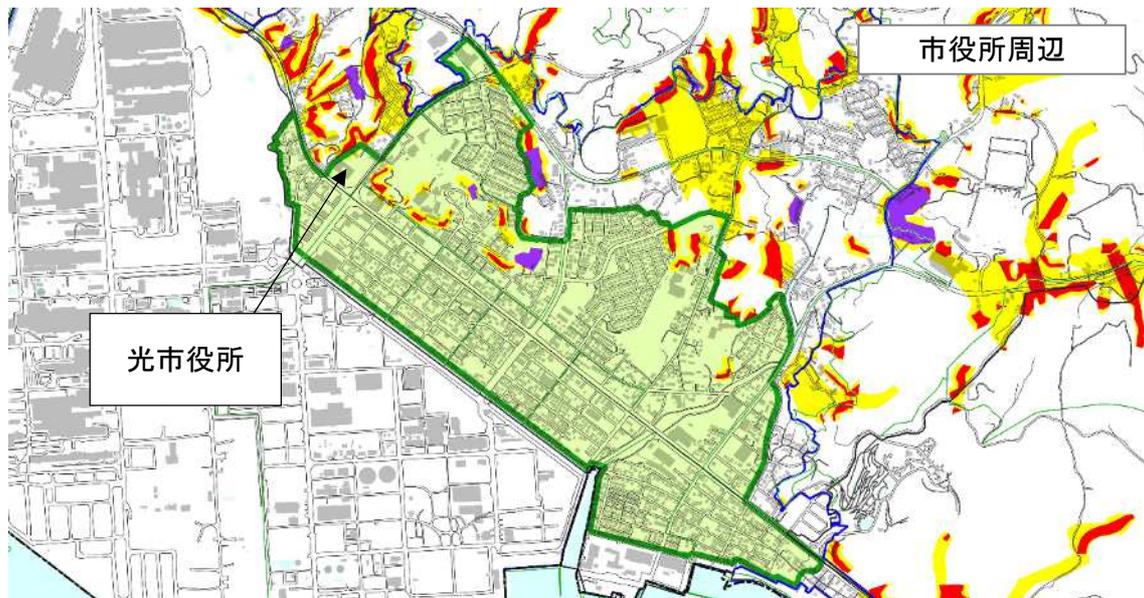
※ 詳細は 4 ページをご覧ください

● 居住促進重点区域（参考図）



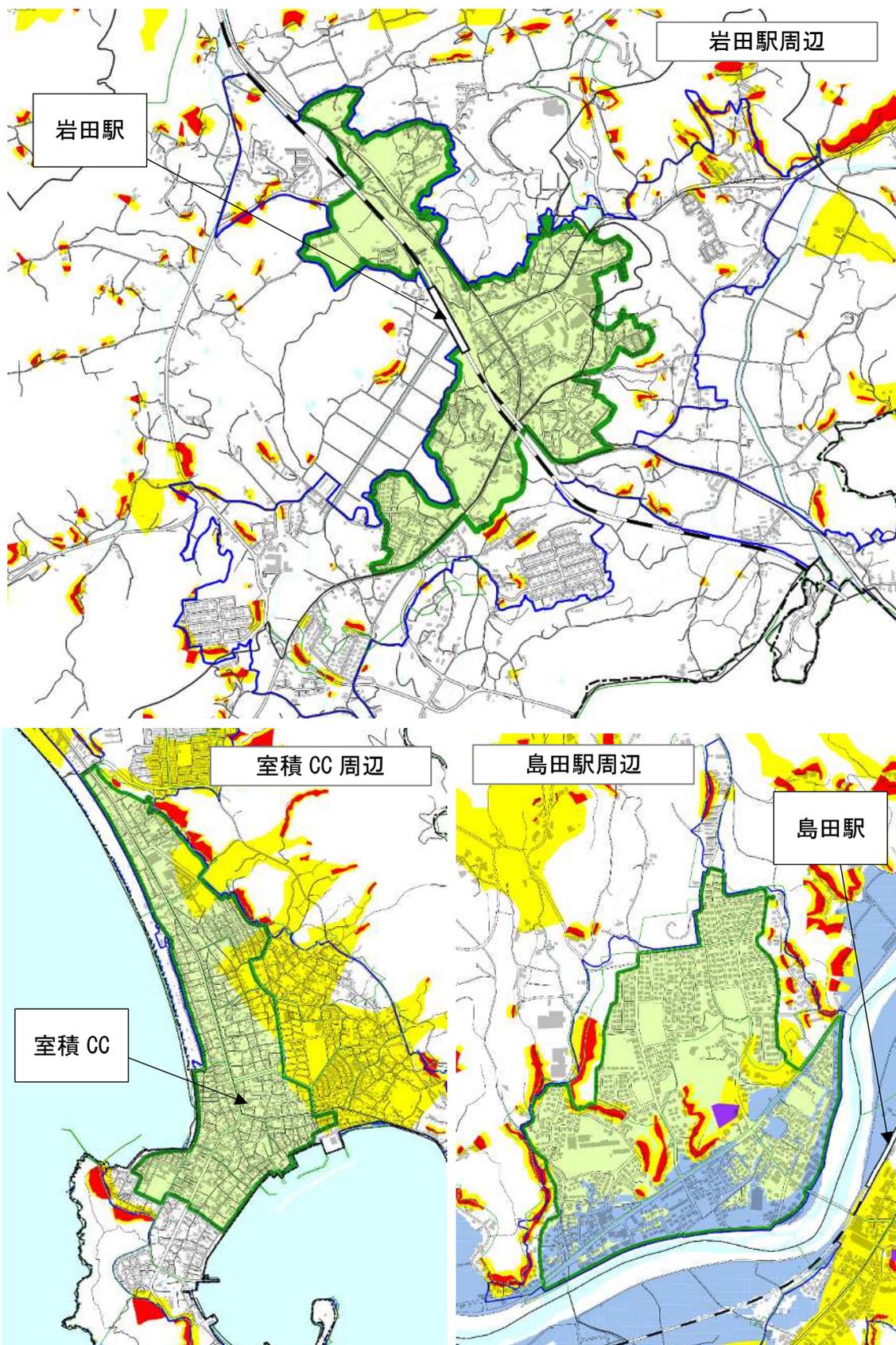
※居住促進区域内であっても、防災指針を踏まえた検討により一定以上の災害リスクがあるエリアについては、居住促進区域から除外します。
 なお、盛土を行うことなどにより、洪水浸水想定区域の浸水深が3m未満になることが確認できる場合は、居住促進区域とみなします。

- | | |
|------------|--------------------|
| 居住促進区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 市街化区域・用途地域 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 |
| 土砂災害警戒区域 | 洪水浸水想定区域（L2）3.0m以上 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 津波浸水想定区域2.0m以上 |



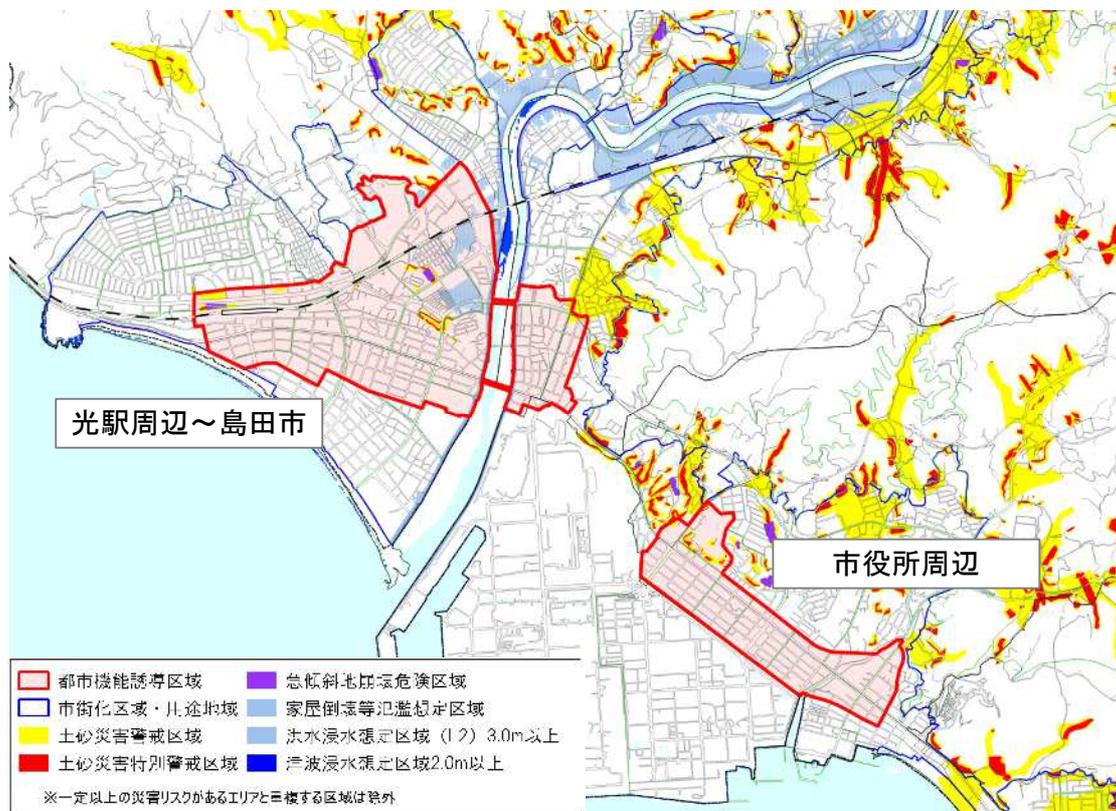
※ 詳細な区域については、都市政策課都市計画係にお問合せください

● 居住促進区域（参考図）



※ 詳細な区域については、都市政策課都市計画係にお問合せください

● 都市機能誘導区域（参考図）



※ 詳細な区域については、都市政策課都市計画係にお問合せください

● 誘導施設

		光駅～ 島田市	市役所 周辺	法的 位置付け等	定義等
医療	病院	□	—	医療法 第1条の5 第1項	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
商業	大規模 小売店舗 (1,000m ² 超)	◎・□	□	大規模小売 店舗立地法 第2条第2項	一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が基準面積 (本計画では1,000m ² とする)を超えるもの
教育	専修学校/ 各種学校	◎	—	学校教育法 第124条/ 学校教育法 第134条	専修学校: 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は 教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設 各種学校: 学校教育に類する教育を行う施設(専修学校を除く)
	高等学校	—	□	学校教育法 第50条	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に 応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする 施設
文化交流	交流施設	◎・□	○	地方自治法 第244条 第1項等	住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための 施設で、文化活動やスポーツ活動等を通じた交流を目的と する施設
	観光案内施設	◎	—	なし	主に本市の観光情報の提供などの案内を行うことを目的とす る施設

◎：主に新規に立地を誘導すべき施設、○：主に既存の機能を強化すべき施設、□：主に既存の機能を維持すべき施設

3 届出制度の概要

■ 届出制度の概要

● 目的

居住促進区域外における住宅開発等や、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備、あるいは都市機能誘導区域内にある誘導施設の休廃止などの動向の把握

※ 必要に応じて勧告等を行うことがあります

● 届出が必要となる行為の概要

◆ 住宅に関する行為

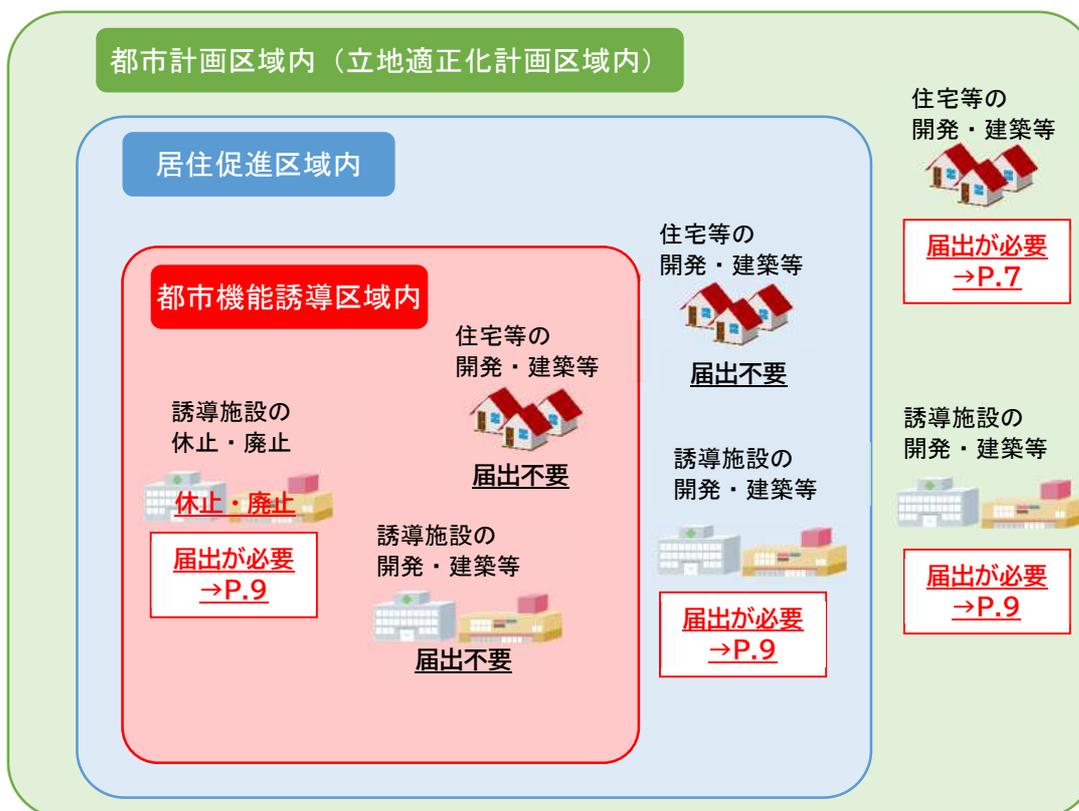
- ・ 居住促進区域外の区域における一定規模以上の住宅の建築等

※ 詳細は「4 住宅に係る届出」をご覧ください

◆ 誘導施設に関する行為

- ・ 都市機能誘導区域外の区域における誘導施設の建築等
- ・ 都市機能誘導区域内の区域における誘導施設の休廃止

※ 詳細は「5 誘導施設に係る届出」をご覧ください



・都市計画区域外は届出制度の対象外です。

・宅地建物取引業法第35条及び同法施行令第3条により、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において届出義務に関する規定を説明しなければならないこととされています。

■ 留意事項

● 罰則規定

規定の届出をしないで、または虚偽の届出をして届出対象行為をした者は、30万円以下の罰金に処されます。(都市再生特別措置法 第130条)

● 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

法律上の罰則規定があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には、不測の損害を被る可能性があります。そこで、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければならないこととされています。(宅地建物取引業法 第35条、同法施行令 第3条)

● 届出の時期

行為に着手する日の30日前まで (休廃止する日の30日前まで)

※ 開発許可申請や建築確認申請等に先行して、事前の相談や届出を行っていただきますよう、ご協力をお願いします

● 届出先

光市都政政策部都市政策課都市計画係 (光市中央六丁目1-1 市役所2階)

● 届出書の様式

都市政策課都市計画係にて配布しているほか、光市ホームページから様式及び記入例がダウンロード可能です。記入例は、12ページ以降をご参照ください。

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/11/seisaku/toshikeikaku/rittitekiseika/3215.html>

● 届出手続きの委任

代理人に届出手続きを委任する場合、委任状の提出をお願いします。

4 住宅に係る届出

■ 概要

立地適正化計画の区域内であって、居住促進区域外において、一定の開発行為や建築等行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法第88条第1項の規定により、市長へ届出をすることが義務付けられています。

■ 届出が必要となる行為及び届出書類

■ 開発行為 ■	■ 建築等行為 ■
<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>①の例示 3戸以上の住宅建築目的の開発</p> <p> </p> <p>②の例示 1,000㎡以上の開発</p> <p> </p> <p>②の例示 1,000㎡未満の開発</p> <p> </p> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <p>[届出書類]</p> <p>◆届出書 …………… 様式1</p> <p>◆添付図書</p> <p>(1)当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)</p> <p>(2)設計図(縮尺100分の1以上)</p> <p>(3)その他参考となるべき事項を記載した図書</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p> <p>①の例示</p> <p>3戸以上の住宅の建築行為</p> <p> </p> <p>1~2戸の建築行為</p> <p> </p> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <p>[届出書類]</p> <p>◆届出書 …………… 様式2</p> <p>◆添付図書</p> <p>(1)敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)</p> <p>(2)建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)</p> <p>(3)その他参考となるべき事項を記載した図書</p>
■ 上記の届出内容を変更する場合 ■	
<p>[届出書類]</p> <p>◆届出書 …………… 様式3</p> <p>◆添付図書 上記の添付図書(1)~(3)と同様</p>	

《届出が不要な行為》

次の行為については、届出が不要です。

- ・住宅等で、仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・上記の住宅等の新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して上記の住宅等とする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

■ 届出対象区域の判定

居住促進区域の範囲については、2 ページをご参照ください。

また、詳細な区域については、都市政策課都市計画係にお問合せください。

- 開発行為・建築等行為のすべてが

居住促進区域内の場合

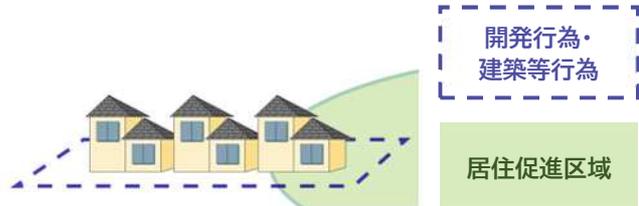
⇒届出は不要です。



- 開発行為・建築等行為の一部が

居住促進区域外の場合

⇒届出が必要です。



5 誘導施設に係る届出

■ 概要

立地適正化計画の区域内であって、都市機能誘導区域外において、次に示す開発行為や建築等行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法第108条第1項の規定により、市長へ届出をすることが義務付けられています。

また、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定により、市長へ届出をすることが義務付けられています。

■ 届出対象となる施設

届出対象となる施設は以下のとおりです。

誘導施設		法的 位置付け等	定義等
医療	病院	医療法 第1条の5 第1項	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
	大規模小売店舗 (1,000m ² 超)	大規模小売 店舗立地法 第2条第2項	一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積(本計画では1,000m ² とする)を超えるもの
教育	専修学校/ 各種学校	学校教育法 第124条/ 学校教育法 第134条	専修学校: 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設 各種学校: 学校教育に類する教育を行う施設(専修学校を除く)
	高等学校	学校教育法 第50条	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする施設
文化交流	交流施設	地方自治法 第244条 第1項等	住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設で、文化活動やスポーツ活動等を通じた交流を目的とする施設
	観光案内施設	なし	主に本市の観光情報の提供などの案内を行うことを目的とする施設

■ 届出が必要となる行為及び届出書類

■ 開発行為 ■	■ 建築等行為 ■
<p>○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の<u>開発行為</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <p>[届出書類]</p> <p>◆ 届出書 様式4</p> <p>◆ 添付図書</p> <p>(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の1以上)</p> <p>(2) 設計図(縮尺 100 分の1以上)</p> <p>(3) その他参考となるべき事項を記載した図書</p>	<p>○ 誘導施設を有する建築物を<u>新築</u></p> <p>○ 建築物を<u>改築</u>し、誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>○ 建築物の<u>用途を変更</u>し、誘導施設を有する建築物とする行為</p> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <p>[届出書類]</p> <p>◆ 届出書 様式5</p> <p>◆ 添付図書</p> <p>(1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の1以上)</p> <p>(2) 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 50 分の1以上)</p> <p>(3) その他参考となるべき事項を記載した図書</p>

■ 上記の届出内容を変更する場合 ■
<p>[届出書類]</p> <p>◆ 届出書 様式6</p> <p>◆ 添付図書 上記の添付図書(1)~(3)と同様</p>

■ 誘導施設の休止、又は廃止 ■
<p>[届出書類]</p> <p>◆ 届出書 様式7</p>

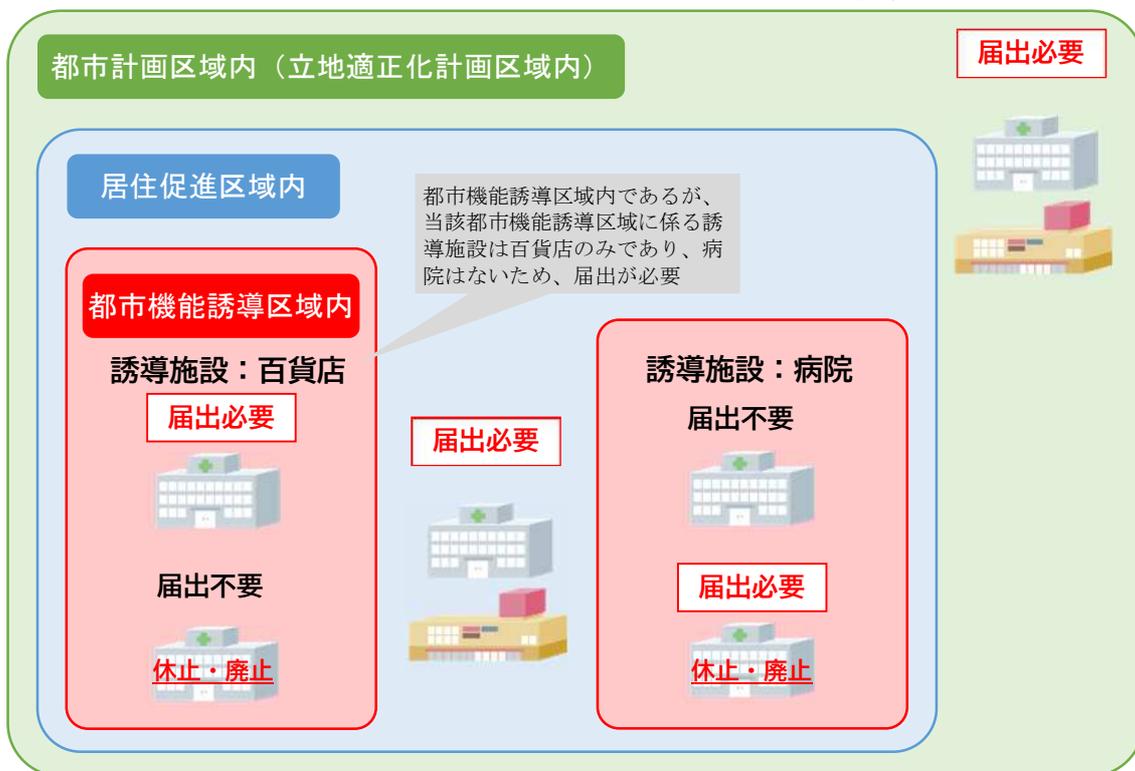
《届出が不要な行為》

次の行為については、届出が不要です。

- ・ 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

■ 届出の要否のイメージ

※ 立地適正化計画区域外は届出不要



■ 届出対象区域の判定

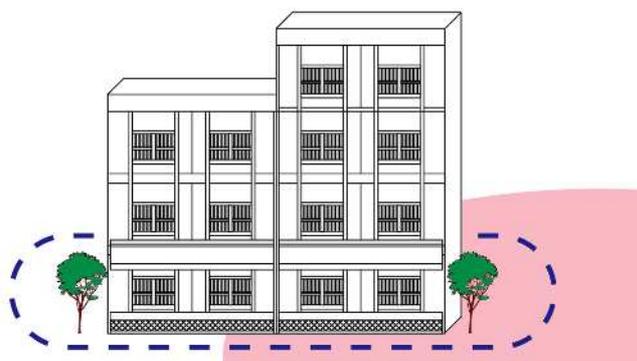
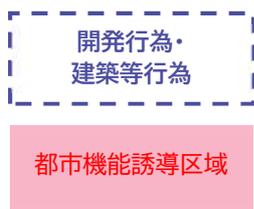
都市機能誘導区域の範囲については4ページをご覧ください。

また、詳細な区域については、都市政策課都市計画係にお問合せください。

○開発行為・建築等行為の一部が

都市機能誘導区域外の場合

⇒届出が必要です。



※届出書の様式データは市ホームページに掲載しています

6 届出書の様式等

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/11/seisaku/toshikeikaku/rittitekiseika/3215.html>

■ 届出書の様式及び記入例

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第1号関係

様式1

様式1 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

※30日前までに届出

(宛先)光市長

届出者 住所 光市 ●●●●●●●●

氏名 ●●●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	光市 ●●●●●●11-1
	2 開発区域の面積	1,400 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建ての住宅・長屋・共同住宅 その他 ()
	4 工事の着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 5区画 (届出に関する連絡先) 住所:光市 ●●●●●●●● 氏名: ●●●● 電話番号: 0833-●●●-●●●●●●

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付図書チェック欄

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- 設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 2 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

について、下記により届け出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日 ← ※30 日前までに届出

(宛先) 光市長

届出者 光市 ●●●●●●

氏名 ●●●●

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 光市 ●●●●●●555-5 (地 目) 宅地 (面 積) 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途) (建ての住宅・長屋・ 共同住宅 その他 ()
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和●年●月●日 (完了予定年月日) 令和●年●月●日 (戸 数) 12戸 (届出に関する連絡先) 住所: 光市 ●●●●●● 氏名: ●●●● 電話番号: 0833-●●●-●●●●

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付図書チェック欄

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 3 (都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

(宛先) 光市長

令和 ● 年 ● 月 ● 日

届出者 住 所 光市 ● ● ● ● ● ● ● ●

氏 名 ● ● ● ●

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

※30 日前までに届出

- 1 当初の届出年月日 令和 ● 年 ● 月 ● 日
- 2 変更の内容
戸数の変更 (12 戸 ⇒ 10 戸)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ● 年 ● 月 ● 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ● 年 ● 月 ● 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付図書チェック欄

【開発行為の場合】

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- 設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 4 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日 ← ※30 日前までに届出

(宛先) 光市長

届出者 住所 光市 ●●●●●●●●

氏名 ●●●●●●株式会社
●●●●●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	光市 ●●●●●●555-5
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設 (大規模小売店舗 床面積 3,000 平方メートル)
	4 工事の着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	6 その他必要な事項	(届出に関する連絡先) 住所: 光市 ●●●●●●●● 担当者: ●●●●●● 電話番号: 0833-●●●-●●●●●●

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 添付図書チェック欄
- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
 - 設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
 - その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 5 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

- 誘導施設を有する建築物の新築
- 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
- 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます

令和 ● 年 ● 月 ● 日

※30 日前までに届出

(宛先)光市長

届出者 住 所 光市 ●●●●●●●●

氏 名 ●●●●●●株式会社
●●●●

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番)光市 ●●●●●●555-5 (地 目)宅地 (面 積)2,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	医療施設(病院)
3 改築又は用途の変更しようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日)令和●年●月●日 (完了予定年月日)令和●年●月●日 (届出に関する連絡先) 住所:光市 ●●●●●●●● 担当者:●●●●●● 電話番号:0833-●●●-●●●●●●

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付図書チェック欄

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の 1 以上)
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上)
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式 6 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

(宛先) 光市長

令和 ● 年 ● 月 ● 日

届出者 住 所 光市 ● ● ● ● ● ● ● ●
氏 名 ● ● ● ● ● 株式会社
● ● ● ●

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

※30 日前までに届出

- 1 当初の届出年月日 令和 ● 年 ● 月 ● 日
- 2 変更の内容
面積の変更
(変更前:2,000 平方メートル ⇒ 変更後:2,100 平方メートル)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ● 年 ● 月 ● 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ● 年 ● 月 ● 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付図書チェック欄

【開発行為の場合】

- ✓ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- ✓ 設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ✓ その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- ✓ 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ✓ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- ✓ その他参考となるべき事項を記載した図書

様式7（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

令和●年●月●日

(宛先) 光市長

届出者 住 所 光市●●●●●●●●

氏 名 ●●●●●●株式会社
●●●●

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

※30日前までに届出

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 - 2 休止（廃止）しようとする年月日 令和●年●月●日
 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 名 称：●●●●●●●●
 用 途：商業施設（大規模小売店舗）
 所在地：光市●●●●●●●●
 - 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 除却予定時期：令和●年●月●日
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

7 その他

■ 主な根拠法令

● 住宅に関する届出関係

都市再生特別措置法 抜粋

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第二款 建築等の届出等

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村長は、第三項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域その他政令で定める区域に係る第一項又は第二項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る行為を業として行うものに限る。）がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

● 誘導施設に関する届出関係

都市再生特別措置法 抜粋

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第四款 建築等の届出等

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五款 休廃止の届出等

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

■ 届出の要否 早見表

● 建築等行為などの目的施設及び行為地ごとの届出の要否の早見表

開発行為や建築等行為の 目的となる施設		開発行為や建築等行為を行う場所			
		立地適正化計画区域			
		居住促進区域			
		都市機能誘導区域			
		光駅周辺 ～島田市	市役所周辺		
住宅等	3戸以上の住宅	不要	不要	不要	届出必要
	1戸又は2戸の住宅の 建築目的の開発行為★ (区域面積1,000㎡以上)	不要	不要	不要	届出必要
誘導施設	病院	不要	届出必要	届出必要	届出必要
	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡超)	不要	不要	届出必要	届出必要
	専修学校 / 各種学校	不要	届出必要	届出必要	届出必要
	高等学校	届出必要	不要	届出必要	届出必要
	交流施設	不要	不要	届出必要	届出必要
	観光案内施設	不要	届出必要	届出必要	届出必要

※ 表に記載するもののほかに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、届出が必要です。

※ 開発行為と建築等行為のそれぞれの時点において、届出が必要です。(★マークは、開発行為のみ届出が必要です。)



光市立地適正化計画 届出の手引き

発行：山口県光市

編集：光市都市政策部都市政策課

〒743-8501

山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72-1574

<https://www.city.hikari.lg.jp>
